債権現在額申立書

記載要領

１ 「債権現在額申立書」は、換価代金等から配当を受けることができる質権等の被担保債権、引渡命令を受けた第三者に係る損害賠償請求権等を有する者が、債権現在額の申立てをする場合に使用してください。

２ この用紙は、「公売通知書」に記載された売却決定の日の前日までに公売を実施する築上町長あてに提出してください。

３ 「公売公告第 号」は、空欄としてください。

４ 「公売財産の表示」欄には、「公売通知書」の「公売財産の表示」欄に記載した財産のうち、あなたが担保権等を有する財産ごとに、その売却区分の番号、名称、数量、性質及び所在を記載してください。

５ 「公売財産上にある権利」欄の「権利の表示」欄には、例えば、質権、抵当権、引渡命令を受けた第三者に係る損害賠償請求権等その権利の名称を記載してください。

この場合において、当該権利が根担保権であるときは、その下欄にその債権

の極度額及び差押えの通知を受けた時における元本債権額を記載してくださ

い。

６ 「債権現在額」欄には、換価代金等の交付期日現在におけるその債権の総額を記載してください。

 　なお、利息等の計算の終期は、換価代金等を交付した日となりますので、ご注意願います。